

# 第1章 総 則

## 1-1 目的

この基準は、給水装置工事の設計、施工及び管理を適正かつ合理的に行うため、水道法、同施行令、同施行規則、厚生労働省令及び水道給水条例、同施行規程、構造材質に関する規程、及び寒河江市水道指定給水装置工事事業者に関する規程等に基づき必要な事項を定め、適正な施設を確保することを目的とする。

## 1-2 用語の定義

- (1) 法とは、水道法をいう。
- (2) 施行令とは、水道法施行令をいう。
- (3) 施行規則とは、水道法施行規則をいう。
- (4) 省令とは、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令と給水装置の構造及び材質基準の改正をいう。
- (5) 条例とは、寒河江市水道給水条例をいう。
- (6) 施行規程とは、寒河江市水道給水条例施行規程をいう。
- (7) 指定工事事業者とは、寒河江市水道指定給水装置工事事業者をいう。
- (8) 管理者とは、寒河江市水道事業管理者をいう。
- (9) 給水装置とは、配水管から分岐した給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

## 1-3 給水装置の種類

- (1) 専用給水装置
  - 1 世帯または、1 箇所専用するもの。
- (2) 共用給水装置
  - 2 世帯以上で共用するものまたは、公衆の用に供するもの。
- (3) 私設消火栓
  - 消防の用に供するもの。

## 1-4 給水装置工事の種類

- (1) 新設工事とは、新たに給水装置を設け、水道（公設）メーターを設置する工事をいう。
- (2) 改造工事とは、以下の工事をいう。
  - ① 給水管及び給水用具の口径を変更する工事。
  - ② 給水管及び給水用具を建物の増築や改築で一新する工事。
  - ③ 給水管及び給水用具の延長、増設または一部を撤去する工事。
  - ④ 給水管及び給水用具の位置を変更する工事。
  - ⑤ 給水管工事を伴う給水用具の取り換え工事。
  - ⑥ その他、既存給水装置の原形を変える工事。
- (3) 移設工事とは、給水装置を現設置場所と異なる場所に移転する工事をいう。
- (4) 撤去工事とは、既存の給水装置を配水管または、他の給水装置の分岐部から取り外す（以下「分岐止め」という。）工事をいう。
- (5) 修繕工事とは、給水装置の原形を変えないで、給水管、給水用具の部分的な交換及び破損箇所を修復する工事をいう。以下に示すものを修繕とする。
  - ① 破損した部分のみの給水管の取替。
  - ② 下記の給水管工事が伴わない給水用具の取替。

- (a) 便器、洗浄便座の交換。
  - (b) 流し台、洗面器、洗面ユニット、システムキッチンの交換。
  - (c) 湯沸かし器、給湯器の交換。
  - (d) 水栓器具（シャワーヘッドを含む。）の交換。
- (6) 軽微な変更とは、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替（配管を伴わないものに限る。）とする。

#### 1-5 給水装置工事の申込

- (1) 給水装置工事を行うときは、あらかじめ管理者の承認を受ける。
- (2) 軽微な変更及び修繕工事は、適用除外とする。
- (3) 管理者は、当該工事に関する利害関係人の同意書を求めることができる。
- (4) 給水装置工事の設計及び施工は、管理者が承認した指定工事事業者が行う。
- (5) 次の給水工事を行う場合は、管理者と協議すること。
  - ① 3階建ての建築物における直結式給水。
  - ② 受水槽式給水。
  - ③ 受水槽式給水の共同住宅で、各戸検針及び料金徴収の取り扱いを受ける場合。
  - ④ 管理者が指定する給水装置工事を行う場合。
  - ⑤ スプリンクラーを設置する場合。
- (6) 申込における提出する書類等は、以下のとおりとする。
  - ① 給水装置工事申込書
    - (a) 必要事項を記入すること。
    - (b) 1給水装置につき1枚とする。
  - ② 位置図
    - (a) 申込を行う敷地が明示されていること。
    - (b) 方位を記入すること。
  - ③ 設計図（平面図）
    - (a) 給水装置の表示記号により作成する。
    - (b) 1給水装置ごととする。
    - (c) 方位及び境界線を記入すること。
    - (d) 共同住宅の場合は、1世帯ごとの申請とする。
  - ④ 給水装置工事完成図
    - (a) 使用器具及び材料を記入すること。
    - (b) 分岐及び止水栓オフセット図を記入すること。
    - (c) 平面図を記入すること。
    - (d) 立面図を記入すること。

#### 1-6 工事の施工

- (1) 工事の設計及び施工は、管理者が法第16条の2第1項、条例第11条第1項に基づき指定したものがこれを行う。
- (2) 工事を施工する場合は、あらかじめ管理者の設計審査を受けなければならない。
- (3) 工事竣工後は、管理者の検査を受けなければならない。

#### 1-7 加入金

- (1) 給水装置の新設、または、量水器口径を増加する改造工事の承認を受けたものは、管理

- 者の指定する期日まで加入金を納入しなければならない。
- (2) 加入金は、下表に定める額に100分の108を乗じた額とする。
- (3) 納入した加入金は、還付しない。ただし、工事着手前に工事をとりやめた場合、または、工事中に設計変更により生じた差額は、この限りでない。

#### 加入金

量水器口径	加入金額	備 考
φ 13mm	40,000 円	(1)量水器口径を増加する改造の工事の加入金は、新口径に係る加入金の差額とする。 (2)量水器口径 100 mmを超えるものの加入金は、管理者が別に定める額とする。
φ 20mm	45,000 円	
φ 25mm	80,000 円	
φ 30mm	150,000 円	
φ 40mm	250,000 円	
φ 50mm	400,000 円	
φ 75mm	800,000 円	
φ 100mm	1,500,000 円	

#### 1-8 手数料

- (1) 手数料は、申込者から申込の際に徴収する。管理者が特別の理由があると認めた場合は、申し込み後に徴収することができる。

番号	区 分	種 別	種 類	金 額
1	設計手数料	管理者が設計するもの	1 工事	設計額の3%
2	設計審査手数料	新設	1 工事	2,000 円
3		上記以外	1 工事	1,500 円
4	工事検査手数料	各工事 1 件につき	水栓 2 個まで	300 円
5			水栓 3～4 個まで	600 円
6			水栓 5 個以上	900 円

注) 上記以外のほか、特別な手数料を要するものは、その実費額。